

# 宅地防災工事助成金申請に関する必要書類

必要書類の様式は、川崎市ホームページを参照ください。

URL:<http://www.city.kawasaki.jp/500/page/0000027631.html>

該当ページは、で検索できます。

## 1. 申請時（要綱第4条 交付の申請）

必要書類	備考
<b>【申請書】</b> ・宅地防災工事助成金交付申請書（第2号様式）	※申請書を受けた後、川崎市より宅地防災工事助成金交付決定通知書（第7号様式）等を申請者に交付する。
<b>【添付書類】</b> ・工事見積書	助成金対象金額の内訳がわかるもの 助成金額が100万円を超えると想定される場合は、市内中小企業2者以上の工事見積書
・公図	申請日より3か月以内に取得したもの
・土地の登記事項全部証明書	〃
・住民票	〃
・納税証明書	固定資産税・都市計画税納税証明 申請時点で取得できる最新のもの
・宅造工事の許可通知書の写し	宅地造成等規制法第8条1項による場合
・工作物の確認済証の写し	建築基準法第6条1項による場合
・工事概略書（第3号様式）	宅地造成許可通知書または建築確認済証の写しを添付しない場合
・位置図	所在地がわかるもの
・地形図（現況図）	現況高低差や撤去工事内容がわかるもの
・造成計画平面図	造成内容や助成金の対象範囲がわかるもの
・造成計画断面図	造成による平坦地が増えないことが確認できるもの
・排水施設計画平面図	計画内容や助成金の対象範囲がわかるもの
・擁壁等の構造図	擁壁の高さがわかるもの
・擁壁等の展開図	
・擁壁等の見付面積算定図	
・工事に関する誓約書（第4号様式）	
・その他市長が必要と認める書類	
<b>土地所有者の違う隣地を利用して工事を行う場合</b>	
・土地所有権者の同意書（第5号様式）	印鑑証明書に登録されている印影のものを押印する
・隣地土地所有者の印鑑証明書	申請日より3か月以内に取得したもの
・隣地の登記事項全部証明書	〃
<b>助成金額が100万円を超えると想定される場合</b>	
・誓約書（第6号様式）	見積取得業者が市内中小企業であることを川崎市ホームページ（入札情報かわさき：補助事業者等による市内中小企業者への優先発注のための確認用業者名簿）で確認できない場合
<b>第三者に申請手続きを委任する場合</b>	
・委任状（自由書式）	印鑑証明書に登録されている印影のものを押印する
・申請者の印鑑証明書	申請日より3か月以内に取得したもの

※申請書類の印影は、原則、同じものを使用すること。

## 2. 工事着手時（要綱第 10 条 工事の着工）

必要書類	備考
【届出書】 ・宅地防災（減災）工事着手届（第 13 号様式）	
【添付書類】 ・工程表（自由書式） ・工事契約書の写し	
助成金額が 100 万円を超えると想定される場合	
・発注実績報告書	
・入札（見積り）が行えないことに係る理由書	

※助成金額が 100 万円を超えると想定される場合で、要綱第 5 条第 3 項に該当し、入札又は市内中小企業者 2 者以上の見積書の徴収を行わない場合は、「入札（見積り）が行えないことに係る理由書」の提出が必要となります。理由なく市内中小企業者以外と契約を締結し、工事を行った場合は、交付決定を取り消す場合があります。

（市内中小企業者への優先発注）

第 5 条 申請者は、助成金の交付想定額が 100 万円を超える工事の発注を行う場合において、次のいずれかに該当するときは、市内中小企業者による入札又は 2 者以上の市内中小企業者から見積書の徴収を行わなければならない。ただし、市長が契約の性質上これらの方法により難いと認める場合又はその必要がないと認める場合は、この限りでない。

- (1) 1 件の金額が 100 万円を超えるとき。
- (2) その他市長が必要と認めるとき。

2 （省略）

3 第 1 項ただし書きに規定する入札又は 2 者以上の見積書の徴収を行わない場合は、工事の特殊性・専門性等により施工・調達が困難であり、市内中小企業者で取扱いがない等のやむを得ない理由の他、次のいずれかに該当する場合とする。

- (1) 補助対象工事と他の工事・業務が一体不可分である場合。
- (2) 保証や安全性・信頼性の観点から特定の業者に限定される場合。
- (3) 災害復旧のため、緊急性が高い場合。
- (4) 申請者が自ら工事を実施する場合。
- (5) 交付申請の受付時点で既に特定業者と契約を締結している場合。

## 3. 工事内容の変更時（要綱第 11 条 助成金の交付の変更決定等）

必要書類	備考
【申請書】 ・宅地防災工事助成金変更交付申請書（第 16 号様式）	※申請書を受けた後、川崎市より宅地防災工事助成金交付決定内容変更承認通知書（第 19 号様式）等を申請者に交付する。
【添付書類】 ・要領第 11 条第 2 項に規定する書類 ・変更工程表（自由書式） ・工事変更契約書の写し	

※要綱第 11 条第 2 項による変更の場合は、宅地防災工事助成金交付決定変更承認申請書（第 18 号様式）を提出すること。

※要綱第 11 条第 2 項ただし書き（要領第 11 条第 6 項）による軽微な変更の場合は、宅地防災工事助成金決定内容変更届（第 21 号様式）を提出すること。

#### 4. 工事完了時（要綱第13条 工事の完了）

必要書類	備考
<b>【届出書】</b>	
・実績報告書（第23号様式）	工事の成果及び助成金に係る収支計算に関する事項を記載したもの
・宅地防災（減災）工事完了届（第24号様式）	※工事完了届を受けた後、川崎市より宅地防災工事助成金額確定通知書（第26号様式）を申請者に交付する。
<b>【添付書類】</b>	
・工事費用精算書（第25号様式）	
・竣工図	
・宅造工事の検査済証の写し	宅地造成等規制法第8条1項による場合
・工作物の検査済証の写し	建築基準法第6条1項による場合
・工事写真	
・その他市長が必要と認める書類	

#### 5. 助成金交付請求時（要綱第15条 助成金の請求）

必要書類	備考
<b>【申請書】</b>	
・宅地防災工事助成金交付請求書（第27号様式）	※工事代金を工事業者に支払い済みの場合は、支払い内容が確認できる領収書を添付

（問い合わせ先）

川崎市まちづくり局指導部宅地企画指導課

連絡先 044-200-3035